

【教材見本】

財務諸表論

インプット・解説編

ホームページ用に第1章「財務会計総論」の
第1節「わが国の財務会計の全体像」を抜粋。

<本教材見本に含まれるもの>

1. 要点解説（P 2～P 10）
2. 重要なキーワードと概念（P 11）
3. 重点解説（P 12～P 16）

(注) P D Fファイルのため少し見えづらくっております。

《第1節の要点解説》

【要点解説】

《コメント》

A 投資意思決定モデル

1. フィードバック・アプローチ

概念フレームワークでは、投資意思決定モデルとして、「フィードバック・アプローチ」を想定しているといわれる。フィードバック・アプローチでは、投資者が次のような2段階による投資意思決定を行うと考えられている。

← この投資意思決定モデルが財務報告の目的を決定します。

まず、投資者は**企業価値**を評価し、**将来の利益**を予測する。この第1段階に役立つ情報を「**予測価値**」という。

← 概フレでは2段階の投資意思決定モデルを想定します。

次に、投資者は**実際の利益**を把握して、これと**当初の期待した利益**と比較することにより、**当初の期待**を改訂する。この第2段階に役立つ情報を「**フィードバック価値**」という。

2. 予測価値に役立つ情報

企業価値を評価し将来の投資の成果を予測する仕方には次の2つの方法があり、このような評価と予測に基づき投資者は投資意思決定を行う。

第1法は、**資産価値から将来の利益を予測する方法**である。

← 第1法では、まず将来のCFを予測し、次にそれを割引いて資産価値と企業価値を評価し、最後にそれらに含まれる自己創設のれんから将来の利益を予測します。

1. まず、投資者は、過去の利益と資産を組み合わせることにより**将来のキャッシュ・フロー**を予測する。
2. 次に、投資者は、その**将来キャッシュ・フロー**を割引いて**自己創設のれん**を評価し、**資産価値**を算定する。その**資産価値**を合計することにより**企業価値**を評価する。
3. 最後に、投資者は、その**自己創設のれん**から**将来の投資の成果**を予測する。

第2法は、**株主資本から将来の利益を予測する方法**である。

この第1段階で利用する情報として、過去の利益情報は、過去の損益計算書から入手する。また、将来の利益を予測する際には、特に、**貸借対照表の資産と株主資本の情報**を利用する。

3. フィードバック価値に役立つ情報

投資者は、第2段階として、**実際の投資の成果**（実際の利益）を把握し、これと**当初期待した投資の成果**との比較を行う。そして、投資者は、この比較により**当初の期待**を改訂し、これを**将来の利益の予測**に反映させる。この改訂により、投資者は改めて投資意思決定を行う。

← 比較するだけでは意味がありません。比較した結果を将来の予測に反映させることが大事です。

この第2段階で利用する情報として、**実際の投資の成果**を把握する際、当期の**損益計算書の純利益**を利用する。

B 財務報告の目的

1. 財務報告の第1目的（企業価値の評価と将来の投資の成果の予測）

まず、投資者は、自己の責任で企業価値を評価し、将来の投資の成果を予測する。 ← この評価や予測は経営者が行うのではなく、投資

具体的には、投資者は、資産から将来のキャッシュ・インフローを予測し、負債から将来のキャッシュ・アウトフローを予測する。一方で、資本からは将来の利益を予測する。 ← 者が自己の責任で行います。

その際、純利益は資産と組み合わせることにより将来のキャッシュ・フローを「予測する」ことに役立つ。また、純利益は資本と組み合わせることにより将来の純利益を「予測する」ことに役立つ。 ← これは純利益の予測価値に対する役立ちです。

2. 財務報告の第2目的（当初の期待の改訂）

次に、投資者は、実際の投資の成果を把握し、これと当初の期待を比較することにより当初の期待を改訂し、これを将来の予測に反映させる。

具体的には、投資者は、損益計算書の当期純利益から当期の実際の投資の成果を把握する。この実際の投資の成果と当初期待した投資の成果とを比較し、当初の期待を改訂する。この期待の改訂に基づいて、将来のキャッシュ・フローや将来の利益の「予測の修正」を行う。 ← これは純利益のフィードバック価値に対する役立ちです。

3. 貸借対照表と損益計算書

上記のように投資者が自己責任の原則のもとに企業価値の評価や将来の投資の成果の予測ができるように、また当初の期待の改訂ができるように、経営者は、貸借対照表や損益計算書により次の情報を提供する。（注）

貸借対照表では投資のポジションに関する情報を提供する。投資のポジションとは、調達した資金（負債）、投資した資金（資産）、利益を生み出す元手としての株主資本（資本）に関する情報である。 ← BSは財政状態でなく投資のポジションを明らかにします。

損益計算書では実際の投資の成果に関する情報を提供する。実際の投資の成果とは、実現した利益（＝投資のリスクから解放した利益）に関する情報である。 ← PLは経営成績でなく実際の投資の成果を明らかにします。

（注）自己責任の原則

企業価値の評価や将来の投資の成果の予測は、経営者ではなく投資者が自己の責任により行う。予測した将来の投資の成果（＝将来の利益）は自己創設のれんを意味するが、経営者が自己創設のれんを評価することは投資者の自己責任の原則に反することになるため、わが国では自己創設のれんの計上は一切認められていない。 ← 概フレでは、自己創設のれんの計上は経営者による自己評価・自己申告となり認められないというが、その意味は投資者の自己責任の原則に反することです。

C 中心となる株主と財務諸表

1. 中心となる株主

概念フレームワークでは、中心となる株主を**現在株主**（将来株主を除く） ← 海外では将来の株主や少数株主も資本主としております。

2. 中心となる財務諸表

また、概念フレームワークでは、投資のポジションと実際の投資の成果 ← 概フレでは、CF計算書の役立ちはPLやBSに比べ乏しいと考えています

3. 特に重要な情報

概念フレームワークでは、**純利益とこれを生み出す株主資本を最も重要な情報**と考えている。これは、わが国の想定している資本主が、現在株主で親会社株主であることと関連する。

D 貸借対照表の意義と役立ち

1. 貸借対照表の意義（経営者の視点）

貸借対照表は、**投資のポジション（＝投資のストック）**を報告する財務書類である。 ← 経営者の視点からBSをみると、資産は基本的に

具体的には、資産は、株主や債権者から調達した資金を企業が**どれだけ事業資産や金融資産に投資しているのか**を明らかにする。 ← COF（投下した資金）に関する情報、負債は基本的

負債は、**債権者からどれだけ資金を調達しているのか**を明らかにする。 ← 基本的にCIF（調達した資金）に関する情報、資本は利益を生み出す手

資本は、**純利益を生み出す正味のストックとしての株主資本がどれだけ存在するのか**を明らかにする。 ← に関する情報を意味します。

2. 貸借対照表の役立ち（投資者の視点）

貸借対照表の投資者への役立ちは、投資者が自己の責任で、企業価値の ← 投資者にとって資産は将来のCIFの予測に役立ち、負債は将来のCOFの予測に役立ち、資本は将来の利益の予測に役立ちます。

具体的には、投資者は、事業資産や金融資産に投資した金額（資産）によって、**将来にどれだけのキャッシュ・インフローが生ずるのか**に関する予測を行う。

また、投資者は、債権者から調達した資金（負債）によって、**将来にどれだけのキャッシュ・アウトフローが生ずるのか**に関する予測を行う。

さらに、投資者は、**純利益を生み出す正味のストックとしての株主資本（資本）**によって、**将来にどれだけの投資の成果が得られるのか**に関する予測を行う。

(注) 自己創設のれんの役立ち

事業資産に投資した金額（取得原価）と事業資産から得られると予想されるキャッシュ・インフロー（売上高）の差額で自己創設のれんが求められる。

← 予想売上高と取得原価の差額は予想利益であり、これは自己創設のれんを意味します。

事業資産に投資した金額は投資時点では市場平均の期待価値を表し、事業資産から得られる将来のキャッシュ・フローを割り引くことで報告主体の主観的価値が判明し、その2つの資産価値の差額で自己創設のれんを評価することができると考えられる。

投資者は、このようにして算定した自己創設のれんに基づいて資産価値や企業価値を評価するとともに、自己創設のれんから将来の利益を予測することが可能となる。

E 資産の定義と構成要件

1. 資産の定義

資産とは、「過去の取引又は事象」の結果として、報告主体が「支配」している「経済的資源」のことをいう。つまり、「期末時点に存在している経済的資源の支配」が資産の本質である。

2. 資産の構成要件

資産は、次のように3つの構成要件に分けることができる。

資産の定義の第1要件である「過去の取引又は事象」とは、経済的資源の支配が期末時点に存在していることをいう。

← 例えば約定日基準と受渡日基準で差が生じます。

資産の定義の第2要件である「支配」とは、報告主体が経済的資源を支配すること、すなわち将来のキャッシュ・フローを報告主体が享受することをいう。支配は、必ずしも所有権の取得と一致するものではない。

← 例えば所有権移転外FLの資産性で問題となります。

資産の定義の第3要件である「経済的資源」とは、将来にキャッシュ・フローを生み出す能力があることをいう。

← 例えば開発費は資産か費用かで問題となります。

F 負債の定義と構成要件

1. 負債の定義

負債とは、「過去の取引又は事象」の結果として、報告主体が支配している「経済的資源を引き渡す」「義務またはその同等物」のことをいう。つまり、「期末時点で存在している返済義務」が負債の本質である。

2. 負債の構成要件

負債は、次のように3つの構成要件に分けることができる。

負債の定義の第1要件である「過去の取引又は事象」とは、返済義務が期末時点で存在していることをいう。 ← 例えば約定日基準と受渡日基準で差が生じます。

負債の定義の第2要件である「経済的資源の引き渡し」とは、将来の返済のことで、主に将来のキャッシュ・フローにより義務が履行されるものである。 ← 例えば新株予約権が負債ではない理由で問題となります。

負債の定義の第3要件である「義務又はその同等物」とは、法令や契約により返済が強制されていることをいう。 ← 例えば修繕引当金が負債ではない理由で問題となります。

G 資本の定義と範囲

1. わが国の場合

わが国では、資本は株主資本のことをいう。株主資本とは、「報告主体の所有者である株主に帰属するもの」をいう。ここで問題となるのは、報告主体の所有者である株主にどのような株主が含まれるのか、ということである。 ← 海外の資本との違いがどこにあるのかに留意してください。

報告主体の所有者には、将来の株主は含まれないが、現在株主は含まれる。連結上、わが国は親会社説を採用しているため、報告主体の所有者には、少数株主は含まれないが、親会社株主は含まれる。

このように「報告主体の所有者」は現在株主でかつ親会社株主のことであり、将来株主や少数株主を含まないため、株主資本の範囲は次のようになる。

個別上、株主資本は、現在株主に帰属するものをいう。このため将来株主の持分は除かれる。

連結上、株主資本は、現在株主に帰属するとともに親会社株主に帰属するものをいう。このため少数株主の持分は除かれる。

将来株主が除かれるため、新株予約権とその他の包括利益累計額は株主資本に含まれない。少数株主が除かれるため、少数株主持分は株主資本に含まれない。 ← 個別上は評価・換算差額等といい、連結上はその他の包括利益累計額といいます。

2. 海外の場合

海外では、資本は**株主持分**のことをいう。株主持分とは、資産と負債の差額である**純資産に対する持分**のことである。ここで問題となるのは、純資産に対してどの株主が持分を有しているのか、ということである。

純資産に対しては、**現在株主だけでなく、新株予約権者のような将来の株主も持分を有している**。連結上、海外は**経済的単一体説**を採用しているため、純資産に対しては、**親会社株主だけでなく、少数株主も持分を有している**。

このように純資産に対しては、将来の株主や少数株主も持分を有しているため、株主持分の範囲は次のようになる。

個別上、株主持分は、**現在株主と将来株主の両方に帰属するもの**をいう。

連結上、株主持分は、現在株主と将来株主の両方に帰属するだけでなく、**親会社株主と少数株主の両方に帰属するもの**をいう。

将来株主も含むため、**新株予約権やその他の包括利益累計額**も株主持分に含まれる。少数株主も含むため、**少数株主持分**も株主持分に含まれる。

← 我が国との違いがどこにあるのかに留意してください。なお、「海外」という言葉は、国際会計基準と米国会計基準を指します。

(注1) 少数株主と非支配株主

海外では少数株主といわないで、「**非支配株主**」という。

わが国も、連結会計基準改正後には、少数株主という言葉**を非支配株主という言葉に変更すること**になっている。これは、議決権がある株式を過半数取得していなくても他の会社を支配することがあること、逆に、議決権がある株式を過半数取得していても他の会社を支配しないことがあることを考慮したからである。

← 25年改訂基準は、平成 27年 4月 1日から適用されます。特に表示については早期適用もありません。

(注2) 株主資本と純資産の関係

株主資本と純資産は、次のような関係にある。

	親会社株主	少数株主
現在の株主	株主資本	少数株主持分
将来の株主	その他の包括利益累計額と新株予約権	

純資産＝株主資本＋少数株主持分＋その他の包括利益累計額と新株予約権

H 損益計算書の意義と役立ち

1. 損益計算書の意義

損益計算書は、**実際の投資の成果（＝投資のフロー）**を報告する財務書類である。 ← PLは基本的に過去の投資の成果を表します。

具体的には、当期に獲得した**投資の成果（収益）**によって、**投下した資本（費用）**をどれだけ回収し、**投下資本の回収余剰（利益）**をどれだけ生み出したのかに関する情報を提供する。 ← PLの損益計算は投下資本の回収状況を表します。企業会計原則とは異なることに留意してください。

2. 損益計算書の役立ち

損益計算書は、投資者が過去の投資の成果である純利益によって**将来にどれだけ利益やキャッシュ・フローが得られるのか**に関する予測を行うことに役立つ。（予測価値に対する役立ち）

また、損益計算書は、投資者が**実際の投資の成果である純利益と当初期待した投資の成果を比較することによって当初の期待を改訂**することに役立つ。（フィードバック価値に対する役立ち） ← わが国はこの役立ちも重視しますが海外はあまり重視しません。

I 利益の本質と算定方法

1. わが国の場合

わが国が重視する利益は、**純利益**である。

資本との関係でいうと、純利益は**株主資本の当期増加額**（資本取引による増減は除く）である。 ← これはクリーン・サープラス関係を意味します。

株主との関係でいうと、純利益は**現在の株主に帰属する利益**である。

連結上、純利益は**親会社株主に帰属する利益**である。

実現との関係でいうと、純利益は**当期に実現した利益**である。 ← わが国は実現基準を採用しております。

キャッシュ・フローとの関係でいうと、純利益は**投下資本の回収余剰、つまりネットキャッシュ・フロー**である。

純利益の算定方法は次の通り。

（個別）純利益＝収益－費用

（連結）純利益＝収益－費用－少数株主利益

なお、一般に、**クリーン・サープラス関係とは、資本の増加額と利益が一致する**という関係を意味するが、わが国が重視するクリーン・サープラス関係は、資本取引を除いた**株主資本の当期増加額と当期純利益が一致する**という関係である。 ← わが国がこの関係を重視したのは、現在株主と親会社株主を資本主と想定したからです。

2. 海外の場合

海外が重視する利益は、**包括利益**である。

資本との関係でいうと、包括利益は**株主持分（純資産）の当期増加額**（資本取引による増減は除く）である。 ← これはクリーン・サープラス関係を意味します。

株主との関係でいうと、包括利益は**現在の株主だけでなく将来の株主にも帰属する利益**である。

連結上、包括利益は**親会社株主だけでなく少数株主にも帰属する利益**である。

実現との関係でいうと、包括利益は**実現した利益（当期純利益）だけでなく実現していないが実現する可能性のある利益（その他の包括利益）も含む**。 ← 海外は実現可能性基準を採用しております。

キャッシュ・フローとの関係でいうと、包括利益は**投下資本の回収余剰、つまりネットキャッシュ・フロー**である。 ← これはわが国と海外で違いがありません。

包括利益の算定方法は次の通り。

（連結）包括利益＝少数株主損益調整前当期純利益＋その他の包括利益
ただし、わが国では、包括利益は**連結PLで開示するだけで、個別PLは純利益を算定すること**とまる。 ← 海外では個別上にも包括利益がありますが、わが国では連結上にかき包括利益はありません。

なお、一般に、**クリーン・サープラス関係**とは、**資本の増加額と利益が一致する**という関係を意味するが、海外が重視するクリーン・サープラス関係は、資本取引を除いた**株主持分（純資産）の当期増加額と包括利益が一致する**という関係である。 ← 海外がこの関係を重視したのは、将来株主と少数株主も資本主とみているからです。

（注）純利益と包括利益の関係

	親会社株主	少数株主
現在の株主 ⇒実現利益	当期純利益	少数株主利益
将来の株主 ⇒実現可能利益	その他の包括利益	

・連結PLの少数株主損益調整前当期純利益＝当期純利益＋少数株主利益

・連結CIの**包括利益**＝少数株主損益調整前当期純利益＋その他の包括利益 ← 包括利益は英語で **Comprehensive income** という。今後、CIと略すことにする。

J 収益費用の定義と損益計算における意義

1. 収益の定義と損益計算における意義

収益は、(必要条件) 資産の増加や負債の減少がある、(十分条件) 投資のリスクから解放している、という2つの要件を満たしたものである。このため、例えば、その他有価証券評価差額金は収益に当たらないことになる。

概フレでは、損益計算の本質を投下資本の回収計算に求める。この見解においては、収益は、投下した資本を回収するために当期に獲得された投資の成果である。

← 十分条件は、収益は実現したものでなければならぬことを意味します。わが国はこの十分条件も必要とみえますが、海外は不要とみております。

2. 費用の定義と損益計算における意義

費用は、(必要条件) 資産の減少や負債の増加がある、(十分条件) 投資のリスクから解放している、という2つの要件を満たしたものである。このため、例えば、繰延ヘッジ損失は費用に当たらないことになる。

概フレでは、損益計算の本質を投下資本の回収計算に求める。この見解においては、費用は、収益によって回収された投下資本である。

【重要なキーワードと概念】

フィードバック・アプローチ

企業価値の評価 将来の投資の成果の予測

自己創設のれんの評価

当初期待した投資の成果との比較

自己責任の原則

投資のポジション

調達した資金（負債）

投資した資金（資産）

利益を生み出す元手としての株主資本（資本）

実際の投資の成果

実現した利益（＝投資のリスクから解放した利益）

現在株主と親会社株主

期末時点に存在している経済的資源の支配（資産）

期末時点に存在している返済義務（負債）

株主資本

報告主体の所有者である株主に帰属するもの

新株予約権 その他の包括利益累計額 少数株主持分

株主持分

親会社株主と少数株主の両方に帰属するもの

投下資本の回収余剰（利益）

純利益は株主資本の当期増加額

純利益は現在の株主に帰属する利益

純利益は親会社株主に帰属する利益

純利益は当期に実現した利益

クリーン・サープラス関係

包括利益は株主持分（純資産）の当期増加額

包括利益は将来の株主にも帰属する利益

包括利益は少数株主にも帰属する利益

包括利益は実現する可能性のある利益も含む

収益の必要条件：資産の増加や負債の減少がある

収益の十分条件：投資のリスクから解放している

《第1節の重点解説》

【重点解説1】～フィードバック価値と予測価値の関係は？～

<一般的な解釈>

- ・フィードバック価値とは、事前の予測の結果を事後に確認するだけに留まらず、それを踏まえて将来の予測を修正することも含んでいるため、予測価値を内包する概念と解することができます。
- ・フィードバック・アプローチという言葉は、フィードバック価値が予測価値を内包するものと解するという考えから生まれたものです。

【重点解説2】～フィードバック・アプローチのどこが大事か？～

A 第1段階（予測価値）と関連するもの

1. 将来の投資の成果は、事業資産と金融資産で異なります。
 - ・事業資産の投資の成果は営業収益であり、それは報告主体により異なります。
 - ・金融資産の投資の成果は配当収益、利息収益、時価の変動であり、特に時価の変動は市場平均の期待により決まり、報告主体により異なるものではありません。
2. 企業価値にはのれんが含まれるが、のれんは事業資産から生じ、金融資産からは生じません。のれんは市場平均の期待価値と報告主体の主観的価値の差として求められるが、報告主体の主観的価値が存在するのは事業資産だけです。
3. 事業資産の2つの資産価値の差額（市場平均の期待価値と報告主体の主観的価値の差額）によって、のれんが算定されます。

B 第2段階（フィードバック価値）と関連するもの

1. わが国では、包括利益よりも、当期純利益が特に重要な情報です。
 - ・当初予測した投資の成果と比較する実際の投資の成果は、投資のリスクから解放した利益（＝実現利益）でなければなりません。
 - ・したがって、未実現利益を含む包括利益は実際の投資の成果に当たらず、実現利益である当期純利益が実際の投資の成果に該当するのです。
2. 収益・費用・利益は、投資のリスクから解放されたときに認識されます。

【重点解説3】～各種利益と所有持分者の関係は？～

	親会社株主	少数株主
現在の株主	当期純利益	少数株主利益
将来の株主	その他の包括利益	

- ・ 少数株主損益調整前当期純利益＝当期純利益＋少数株主利益
- ・ 包括利益＝少数株主損益調整前当期純利益＋その他の包括利益

【重点解説4】～各種資本と所有持分者の関係は？～

	親会社株主	少数株主
現在の株主	株主資本	少数株主持分
将来の株主	その他の包括利益累計額と新株予約権	

- ・ 純資産＝株主資本＋少数株主持分＋その他の包括利益累計額と新株予約権

【重点解説5】～投資のポジションとは？～

・貸借対照表によって明らかになる投資のポジションとは、次のような投資のストックのことを意味します。

↓

・投資のポジションとは、債権者や株主から調達した資金を、企業がどのように事業資産や金融資産に投資しているのか、純利益を生み出す正味ストック（元手）としての資本（株主資本）がどれだけ存在するのかを意味します。

・つまり、投資のポジションには、次のように3つの要素が含まれます。

↓

資産：調達した資金を企業がどれだけ事業資産や金融資産に投資しているのかを明らかにする。

負債：債権者からどれだけ資金を調達したのかを明らかにする。

資本：純利益を生み出す正味ストック（元手）としての資本（株主資本）がどれだけ存在するのかを明らかにする。

・このような投資のポジションを明らかにすることにより、投資者は、自己の責任で次のような将来の予測が可能となります。

資産：投資者は、事業資産や金融資産に投資した金額（資産）によって、将来にどれだけのカッシュ・インフローが生ずるのかを予測できる。

負債：投資者は、債権者から調達した資金額（負債）によって、将来にどれだけのカッシュ・アウトフローが生ずるのかを予測できる。

資本：純利益を生み出す正味ストックとしての株主資本（資本）によって、将来にどれだけ投資の成果（将来の純利益）が得られるのかを予測できる。

・まとめると、次のようなイメージになります。

貸借対照表

資産 （事業資産に対する投資額） （金融資産に対する投資額） ↓ 【将来のC I Fの予測】	負債 （債権者からの資金調達額） ↓ 【将来のCOFの予測】
	株主資本 （純利益を生み出す正味ストック） ↓ 【将来の投資の成果の予測】

（注）・（ ）内は、BSにより明らかになる投資のポジションを意味する。

・【 】内は、BSにより投資者が可能となる将来の予測を意味する。

【重点解説6】～資産と負債の定義や評価はパラレルなのか？～

1. 資産負債の定義

- ・資産の定義の「経済的資源」は、将来の資金回収可能性を意味します。
- ・一方、負債の定義の「返済義務」は、将来の資金返済義務を意味します。

2. 資産負債の評価

- ・資産の定義に対応するように資産を評価する例として、貸付金の評価を考えてみます。貸付金の将来の資金回収可能性を評価するためには、貸付金は、信用リスクを考慮して、額面額から貸倒引当金を控除した「回収可能な金額」で評価することになります。
- ・一方、負債の定義に対応するように負債を評価する例として、借入金の評価を考えてみます。借入金の将来の資金返済義務を評価するためには、借入金は、信用リスクを考慮しないで「額面額」で評価することになります。

2. 結論

このように、資産と負債の定義や評価は、決してパラレル（対称的）ではないことになります。

【重点解説7】～クリーン・サープラス関係は何故、重要なのか？～

1. 企業価値評価に役立つ

- ・投資者が自己の責任の下に企業価値を評価するためには、「自己創設のれん」が現在どれだけ存在するのかを、投資者が自分で評価しなければなりません。
- ・クリーン・サープラス関係は「資本の増加額が利益である」という関係ですから、投資者は、この関係を利用して、資本から将来の利益を推測し、それをもとに現在の自己創設のれんを評価することが可能となるのです。
- ・このように、クリーン・サープラス関係は企業価値評価に役立つのです。

2. 会計情報の信頼性を高めることに役立つ

- ・資本は貸借対照表、利益は損益計算書の構成要素ですが、「資本の増加額が利益である」というクリーン・サープラス関係が成り立つならば、貸借対照表と損益計算書は無関係な財務諸表でなく、両者は資本と利益を通じて繋がっていることが解ります。
- ・このことは会計情報の信頼性を高めることに役立つのです。

【重点解説8】～当期業績利益・包括主義利益・包括利益の違いは？～

1. 「当期業績主義利益」と「当期業績主義損益計算書」

- ・「当期業績主義利益」とは、損益計算書の最終利益（経常利益）は企業の正常かつ経常的な活動から生じた収益（経常収益）と費用（経常費用）の差で求められる、という「当期業績主義損益計算書」における利益概念です。
- ・昭和49年前までの企業会計原則では、この損益計算書を採用していました。
- ・なお、特別損益は、利益剰余金に加減していました。

2. 「包括主義利益」と「包括主義損益計算書」

- ・「包括主義利益」とは、損益計算書の最終利益（当期純利益）は経常収益と経常費用だけでなく、臨時損益のような特別損益も包括するように算定すべきである、という「包括主義損益計算書」における利益概念です。
- ・昭和49年から平成23年までのわが国の会計基準では、個別ベース・連結ベースのいずれにおいてもこの損益計算書を採用していました。

3. 「包括利益」と「損益及び包括利益計算書」

- ・「包括利益」とは、利益計算書の最終利益（包括利益）は実現した利益（当期純利益）だけでなく、未実現の利益（その他の包括利益）も包括するように算定すべきである、という「包括利益計算書」における利益概念です。
- ・平成23年に「包括利益の表示に関する会計基準」を公表した後は、連結ベースではこの利益計算書を採用することになりました。
- ・ただし、現在でも個別ベースでは包括利益計算書でなく包括主義損益計算書が採用されています。

4. 2つの「包括」

- ・包括主義利益や包括主義損益計算書における「包括」は、特別損益も包括するという意味です。
- ・これに対し、包括利益や包括利益計算書における「包括」は、未実現損益であるその他の包括利益も包括するという意味です。